



所 郡 北 諸 縣 北 諸 縣 北 諸 縣  
行 北 諸 縣 北 諸 縣 北 諸 縣  
電 話 番 号 1 1 1  
編 集 責 任 者 桑 烟 鶴 雄  
印 刷 所 都 城 市 野 口 屋 紙 店 印 刷 部

# 町税賦課徴収 條例の改正等

## 六月定例町議会

六月定例町議会は去る六月十六日町会議室に招集され、次の事項を議決しました。  
一、全部町税賦課徴収条例の全部を改正  
二、昭和二十九年度公営住宅建設の件  
三、製材施設設置条例の全部改正について  
第十九国会に於いて、地方税法が改正されたことは、所得割の税率  
所得金額  
三万円以下の金額 百分の二、五  
三万円を超える金額 百分の二、八  
五万円を超える金額 百分の三、二  
八万円を超える金額 百分の四、一  
十一万円を超える金額 百分の四、九  
十五万円を超える金額 百分の五、七  
二十万円を超える金額 百分の六、五  
二十五万円を超える金額 百分の七、三  
三十万円以上 百分の七、五  
又均等割は三百円が二百円に改正されました。

六月定例町議会は去る六月十六日町会議室に招集され、次の事項を議決しました。  
一、全部町税賦課徴収条例の全部を改正  
二、昭和二十九年度公営住宅建設の件  
三、製材施設設置条例の全部改正について  
第十九国会に於いて、地方税法が改正されたことは、所得割の税率  
所得金額  
三万円以下の金額 百分の二、五  
三万円を超える金額 百分の二、八  
五万円を超える金額 百分の三、二  
八万円を超える金額 百分の四、一  
十一万円を超える金額 百分の四、九  
十五万円を超える金額 百分の五、七  
二十万円を超える金額 百分の六、五  
二十五万円を超える金額 百分の七、三  
三十万円以上 百分の七、五  
又均等割は三百円が二百円に改正されました。

向この税に對しては、月割計算が行われ、一月割計算とわす。  
いままで自動車税は四月一日(他の町民税等は一月一日)現在の状況によつて課税されてゐたのであります。が、今後は四月一日以後新しく車を取得した人に対してその月に於いて税を計算し課税致します。この様な計算を月割計算と云います。  
尚納期及び税率は次の通りです。  
1、自動車車庫税の納期 毎年五月一日から同月三十一日まで  
2、自動車車庫税の税率  
(イ)自動車 年額五百円  
原動機付自転車 年額二百五十円  
三輪車 年額五十円  
軽自動車 年額三十円  
一般用車 年額二十円  
婦人用車 年額十円  
(ロ)荷車 荷積牛馬車 年額八百円  
タイヤー四輪 年額六百円  
二輪 年額四百円  
金輪 年額三百円  
ダシ車 年額二百円  
荷積車力及 年額二百円  
三、町たばこ消費税  
この税目は新設されたもので、日本専売公社が納税義務者となつて居ります。即ち、町内の小売人が皆さんに販売した、たばこの小売価格の百分の十五がこの税率に當ります。  
以上を外町税に固定資産税或は木材引取税、目的税等がありますが大体いままゝと變りありません。

### 農業委員の選挙

#### 七月十六日施行

つきに今度の国会で改正された農業委員会法の必要部分とこの選挙に際して知つて置かなければならぬところを、簡単に説明して見ませう。  
●選挙期日：七月十六日  
●選挙の時刻：午前七時から午後六時迄(いままでは午後九時から午後五時迄だったが改正されたものです)  
●不在投票期間 七月六日から七月十五日迄  
●立候補届出期間 七月六日から七月十一日まで  
●農業委員の任期 二年で委員の任期は三ヶ年に延長されました。  
●選挙権 一、年令満二十才以上で一反歩以上の耕作者であること(自作でも小作でもかまいません)  
二、選挙人名簿は毎年十二月一日現在で皆さんが申請された登録申請によつて作製されてゐるのであるが、載されてゐる人でないが、選挙権があつてもことごとく選挙には投票出来ません。(農業委員の選挙は他の公職選挙と違つて補充選挙人名簿は作りません)  
三、その外受用中の人、或は普通選挙の選挙違反で禁錮以上の刑を受け、執行猶予中の人、及び農業委員選挙に於いて罰金刑以上の刑を受けた人又は禁錮以上の刑を受けた人は選挙権行使出来る資格がありません。  
●選挙による委員の定員 一、現在農業委員の方は現職のままで立候補出来ません。二、現に農業委員の方は現職のままで立候補出来ません。三、支那事変(昭和十二年七月七日より昭和十六年十二月七日迄)中の受傷又は罹病者で大東亞戦争又は支那事変の死亡者、その死亡の事実が昭和二十年九月二日以後に判明した者の遺族  
●特別甲慰金 戦争に關係のある仕事で負傷し又は病氣にかかり或は終戦(昭和二十九年九月二日)以後も引き続き海外に於いて、復員する迄の間負傷又は病氣にかかり厚生大臣が戦争に關係のある勤務によつて、負傷又は病氣と同様だと認められた傷病者によつて死亡したものの遺族に特別甲慰金が交付されます。  
●向在郷死の方は 結核性の病氣又は精神病に於いては復員後三年以内、それ以外の人に於いては一年以内の死亡者の遺族となつて居ります。  
●傷病恩給について 一、軍人軍属の方で傷病の程度が第七項症及第一款症乃至第四款症の人は、昭和二十九年四月一日からこの権利を取得されたこととなります。  
二、傷病恩給の内容 一、第七項症の人は増加恩給が支給されます。二、第一款症乃至第四款症の人は傷病年金か、傷病賜金のうち、一つを本人の希望によつて支給されます。  
以上概略を説明致しましたが、詳しいことは、民生課厚生係におき下さい。

### あなたのために

#### 「国民健康保険」は

##### このようにして算出されます

病人の居る家庭は、なんだけか暗い感じが致します。同じように、明るい町をつくるためには、町民が健康でなければなりません。この度作られる町立病院も、私達の健康を守り、明るい三股町を建設するためには、国民健康保険は、町民の一人ひとりの各世帯が得る状況並びに家族人員の所得の状況並びに家族人員の負担の割合を以てし、病気の時に要する多額の診療費を町民が互の助け合い制度によつてその診療費の負担を軽減し安心して治療が出来るように作られて居ります。それがこの町民助け合い制度としての国民健康保険制度です。

#### 計算法

昭和28年度町民税額 × 0.45 =  
昭和28年度固定資産税額 × 0.14 =  
人頭割(1人につき)135円 × 家族数 =  
世帯均等割(各世帯とも) 430円  
1年間税 除 税  
1年間保険料 ÷ 12 = 1ヶ月の保険料

### 新設された

#### 市町村たばこ消費税

この度地方税法が改正され、新しくたばこ消費税と云ふのが設けられました。この、たばこ消費税と云ふのは、愛煙家がたばこを吸ふことが、そのまゝ町の収入を増して行くようになつて居ります。これまでは、専売公社の売り上げたたばこの利益金は、国庫の一般会計から地方財政平準交付金として、各市町村に交付されてゐたのであります。今年度も専売公社は見積つてゐるとのことです。

### 立派な人物を選びましょう

#### 公明選挙

この大事業として、幾多の困難を克服して、事業を遂行したのが農地委員会でありました。農地委員会はその後を引継ぎ、残された広汎な事業を背負つて居るのであります。その上この度の国会で、農地委員会の一部が改正されて、農地委員の職務を更に拡大され、いままで取り扱つて来た仕事の外に、農業又は農民の利益に關する代表機關的な機能を持たされるようになりなりました。  
●公営住宅の建設に ついては、昭和二十七年、昭和二十八年、昭和二十九年の三年度にわたつて、その建設費の二分の一乃至三分の二の国庫補助の交付を受け、進められることを目的として、簡易製材所を設置するものとして条例の制定を見なす。

### あなたのために

#### 「国民健康保険」は

##### このようにして算出されます

病人の居る家庭は、なんだけか暗い感じが致します。同じように、明るい町をつくるためには、町民が健康でなければなりません。この度作られる町立病院も、私達の健康を守り、明るい三股町を建設するためには、国民健康保険は、町民の一人ひとりの各世帯が得る状況並びに家族人員の所得の状況並びに家族人員の負担の割合を以てし、病気の時に要する多額の診療費を町民が互の助け合い制度によつてその診療費の負担を軽減し安心して治療が出来るように作られて居ります。それがこの町民助け合い制度としての国民健康保険制度です。

#### 計算法

昭和28年度町民税額 × 0.45 =  
昭和28年度固定資産税額 × 0.14 =  
人頭割(1人につき)135円 × 家族数 =  
世帯均等割(各世帯とも) 430円  
1年間税 除 税  
1年間保険料 ÷ 12 = 1ヶ月の保険料

### あなたのために

#### 「国民健康保険」は

##### このようにして算出されます

病人の居る家庭は、なんだけか暗い感じが致します。同じように、明るい町をつくるためには、町民が健康でなければなりません。この度作られる町立病院も、私達の健康を守り、明るい三股町を建設するためには、国民健康保険は、町民の一人ひとりの各世帯が得る状況並びに家族人員の所得の状況並びに家族人員の負担の割合を以てし、病気の時に要する多額の診療費を町民が互の助け合い制度によつてその診療費の負担を軽減し安心して治療が出来るように作られて居ります。それがこの町民助け合い制度としての国民健康保険制度です。

#### 計算法

昭和28年度町民税額 × 0.45 =  
昭和28年度固定資産税額 × 0.14 =  
人頭割(1人につき)135円 × 家族数 =  
世帯均等割(各世帯とも) 430円  
1年間税 除 税  
1年間保険料 ÷ 12 = 1ヶ月の保険料

### あなたのために

#### 「国民健康保険」は

##### このようにして算出されます

病人の居る家庭は、なんだけか暗い感じが致します。同じように、明るい町をつくるためには、町民が健康でなければなりません。この度作られる町立病院も、私達の健康を守り、明るい三股町を建設するためには、国民健康保険は、町民の一人ひとりの各世帯が得る状況並びに家族人員の所得の状況並びに家族人員の負担の割合を以てし、病気の時に要する多額の診療費を町民が互の助け合い制度によつてその診療費の負担を軽減し安心して治療が出来るように作られて居ります。それがこの町民助け合い制度としての国民健康保険制度です。

#### 計算法

昭和28年度町民税額 × 0.45 =  
昭和28年度固定資産税額 × 0.14 =  
人頭割(1人につき)135円 × 家族数 =  
世帯均等割(各世帯とも) 430円  
1年間税 除 税  
1年間保険料 ÷ 12 = 1ヶ月の保険料

### あなたのために

#### 「国民健康保険」は

##### このようにして算出されます

病人の居る家庭は、なんだけか暗い感じが致します。同じように、明るい町をつくるためには、町民が健康でなければなりません。この度作られる町立病院も、私達の健康を守り、明るい三股町を建設するためには、国民健康保険は、町民の一人ひとりの各世帯が得る状況並びに家族人員の所得の状況並びに家族人員の負担の割合を以てし、病気の時に要する多額の診療費を町民が互の助け合い制度によつてその診療費の負担を軽減し安心して治療が出来るように作られて居ります。それがこの町民助け合い制度としての国民健康保険制度です。

#### 計算法

昭和28年度町民税額 × 0.45 =  
昭和28年度固定資産税額 × 0.14 =  
人頭割(1人につき)135円 × 家族数 =  
世帯均等割(各世帯とも) 430円  
1年間税 除 税  
1年間保険料 ÷ 12 = 1ヶ月の保険料



